

上越市表彰基準

条例第2条 第1項の号	功績内容等	
第1号 (市政) ※ ¹	市議会議員の職に10年以上在職した者	
	行政委員会等の委員の職に10年以上在職した者	
	附属機関等の委員の職に15年以上在職した者	
	市長が別に定める職※ ² に在職した者で、その功績が特に顕著である者	
第2号 (産業)	次のいずれかに該当するもの ア 原則として20年以上※³にわたり在職し、又は活動を継続し、その功績が顕著である個人（関係団体の役員等を含む。）又は団体 イ ボランティア活動等の分野で活動している個人又は団体であって、平均して月1回以上の活動に20年以上又は平均して週1回以上の活動に10年以上従事し、その功績が顕著であるもの ウ その他活動の成果が特に顕著であり、その功績が上記ア又はイと同程度であると認められる個人又は団体	
第3号 (教育、体育、芸術、文化)		
第4号 (保健衛生、生活環境)		
第5号 (社会福祉)		
第6号 (地域社会)		
第7号 (防災防犯、交通安全)		
第8号 (品評会、競技会等)	国、県等の審査で成績優秀な個人又は団体	
第9号 (篤行)	私財を寄附した個人又は団体※ ⁴	寄附金額又は寄附物件の評価額 個人 100万円以上 団体 500万円以上
	その他篤行をした個人又は団体	地域住民の生命及び財産を守る活動
第10号 (その他)	1～9号以外で、特に表彰することが必要と認められる個人又は団体	

※1 第1号（市政）の分野は、現職を除きます。

※2 市長が別に定める職とは、統計調査員（20年以上）、行政相談委員（15年以上）などです。

※3 以下の職にあつては、括弧内の在職年数を満たし、その功績が顕著である人が対象となります。
 農家組合長（12年以上）、老人クラブ連合会の役員（10年以上）、民生委員（15年以上）、
 保護司（15年以上）、人権擁護委員（12年以上）、町内会の会長（12年以上）、
 消防団員（25年以上）、関係団体の構成員（25年以上）

※4 ふるさと納税を行い、返礼品を受領したときは、当該寄附金は上越市表彰の対象になりません。